

広島県教育委員会規則第五号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 平田 克明

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一広島県立世羅高等学校の項中

普通科
環境科学科
生産情報科
生活福祉科

を

普通科
環境科学科
生産情報科
生活福祉科
農業経営科

に改め、同

表広島県立江田島高等学校の項及び広島県立久井高等学校の項を削り、同表広島県立大崎海

星高等学校の項中

総合学科

を

総合学科
普通科

に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。